

国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止に係る意見書

厚生労働省は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行なっている自治体に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを、小学校入学前までについて廃止する方針を示した。

この廃止は全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたもので当然の措置です。

地方自治体は、厳しい財政事情のもとでも子ども医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていました。

廃止は部分的であり、廃止に伴い生じる財源を、さらなる医療費の助成拡大でなく、ほかの少子化対策に充てるよう市町村に求めるとの報道もあります。

さらなる医療費助成拡大は、自治体の独自施策として実施してきたものであり、財源の活用は市町村の判断に任せられるべきです。

子ども医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、すべての都道府県において乳幼児医療費無料化を含むさまざまな助成制度を実施しています。

しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」など、地域間格差が生じている状況です。

よって、国においては、ペナルティの全面的廃止と廃止に伴い生じる財源を市町村の判断で活用させること。

併せて、どこに住んでいても、すべての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として子ども医療費無料を制度化することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会